

関係所属長 殿

山形県警察本部長

### ち密な交通事故事件捜査の推進について（通達）

悪質又は原因究明が困難な交通事故事件捜査について、組織的かつ重点的な捜査、正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行う体制を確立するため、交通部交通指導課に「交通事故事件捜査統括官」及び「交通事故鑑識係」（以下「統括官等」という。）を配置し警察本部との緊密な連携を図り、ち密な交通事故事件捜査を推進していたところであるが、この度、下記のとおり本通達を発出することとしたので、関係署（隊）員に対し、周知徹底されたい。

なお、旧通達は本日付で廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

交通事故事件捜査に関し、裁判員制度を始めとする司法制度改革への確に対処するとともに、悪質又は原因究明が困難な交通事故事件について、組織的かつ重点的な捜査、正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行う体制を確立するため、新たに統括官等を置き、これらの交通事故事件現場に初期の段階から統括官等を臨場させるなどして、警察本部と警察署及び高速道路交通警察隊が連携の上、ち密な交通事故事件捜査を推進するものである。

#### 2 特定事故事件等への的確な対応

交通事故事件のうち、悪質又は原因究明が困難な交通事故事件については、「特定事故事件」及び「指導対象事故事件」（以下「特定事故事件等」という。）として、組織的かつ重点的な捜査を推進すること。

##### (1) 特定事故事件等の定義

###### ア 特定事故事件

死亡、重傷事故のうち次に掲げるものをいう。

- (ア) 救護義務違反に係るもの
- (イ) 危険運転致死傷罪の適用が見込まれるもの
- (ウ) 一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがあるもの
- (エ) 警察職員が一方当事者であるもの

## イ 指導対象事故事件

特定事故事件以外の交通事故で、当事者の言い分が食い違う事故事件等事故原因の究明が困難なものをいう。

## (2) 特定事故事件等発生時の措置

### ア 本部への報告

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、特定事故事件等の指定が見込まれる交通事故が発生した場合には、交通指導課長にその旨を電話等により速報すること。

### イ 特定事件等の指定等

(7) 交通指導課長は、特定事故事件等の指定が見込まれる交通事故を認知した場合及び署長等から上記の報告を受けた場合には、速やかに統括官等を派遣するなどして、事実関係等を検討し特定事故事件等の指定を行うこと。

(4) 交通指導課長は、上記により特定事故事件等に指定したときには、本職に報告するとともに、発生地を管轄する署長等に通知すること。

### ウ 交通指導課における対応

特定事故事件等に関しては、交通指導課が主管し、その捜査にあたっては、発生地を管轄する警察署及び高速道路交通警察隊（以下「発生地警察署等」という。）と緊密な連携を図り、組織的かつ重点的な捜査を推進の上、ち密な捜査が行われるよう具体的な指導を行うこと。

### エ 発生地警察署等における対応

特定事故事件の指定が見込まれる交通事故が発生した場合は、前記のとおり交通指導課に速報するとともに、派遣された統括官等と緊密な連携を図り、組織的かつ重点的な捜査を推進の上、ち密な捜査が行われるよう配慮すること。

## 3 統括官等の任務

### (1) 交通事故事件捜査統括官の任務

ア 特定事故事件の指定が見込まれる交通事故が発生した場合は、指定を待たず速やかにその現場に臨場の上、当該交通事故が警察本部長指揮事件に該当する場合は本職、それ以外の場合は署長等の指揮の下にその捜査を統括する。

イ 指導対象事故事件については、捜査の進捗状況に応じ、捜査が及んでいない点等について具体的な指導を行う。

### (2) 交通事故鑑識係の任務

特定事故事件の指定が見込まれる交通事故が発生した場合は、交通事故事件捜査統括官とともに速やかに現場に臨場し、正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動が行われるよう現場指揮を行う。

## 4 特定事故事件等の管理

(1) 特定事故事件等管理簿の備付

特定事故事件等については、交通指導課と発生地警察等に特定事故事件等管理簿（別記様式）（以下「管理簿」という。）を備え付け、次に掲げる事項を記録するものとする。

- ア 事件概要
- イ 特定事故事件等に該当すると認めた理由
- ウ 警察署等における捜査方針
- エ 警察本部による指導事項
- オ 指導事項に対する警察署の捜査結果
- カ その他必要事項

(2) 捜査経過の記録等

- ア 管理簿は、特定事故事件を指定した際に、交通指導課において作成することとし、その写を発生地警察署等に送付すること。また、交通指導課及び発生地警察署等においてこれを編綴のうえ捜査の経過を記録すること。
- イ 特定事故事件等の捜査にあたっては、その趣旨を踏まえ、当該事故事件の証拠の綿密な検討、捜査過程の記録化及び捜査資料の保管等に一層配意すること。

【担当】

交通部交通指導課

交通事故事件捜査統括官 5131

交通事故鑑識係 5134

別記様式

特定事故事件等管理簿

項目	内容	
事件名		
発生警察署(隊)		
特定事故事件等 該当理由  (該当する□にレ印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 特定事故事件 <input type="checkbox"/> 救護義務違反に係るもの <input type="checkbox"/> 危険運転致死傷罪の適用が見込まれるもの <input type="checkbox"/> 一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがあるもの <input type="checkbox"/> 警察職員が一方当事者であるもの <input type="checkbox"/> 指導対象事故事件 (理由: )	
事件の概要	発生日時 平成 年 月 日 午 時 分頃 発生場所 概要	
被疑者	本籍 籍所名 住氏 生年月日 職 業 違反歴等 車 両 負傷状況	
被害者  (多数の場合は別紙に記載する。)	本籍 籍所名 住氏 生年月日 職 業 違反歴等 車 両 負傷状況	
警察署等における捜査方針		
特定事件等の指定	指定月日 平成 年 月 日 通知時間 午 時 分 交通指導課 ( 扱 ) / 署(隊) ( 扱 )	
捜査の経過  (詳細は補充票記載のとおり。)	任同・逮捕日 時 任同 平成 年 月 日 午 時 分 逮捕 平成 年 月 日 午 時 分	
	逮捕罪名	罪 逮捕種別
	送致月日 罪名	平成 年 月 日 罪
	送致先	検察庁 支部
	処分結果	

※ 本様式は、交通指導課において作成し、写しを発生地警察署等に送付する。

(補充票)

捜査実施状況(平成 年 月 日実施)

項 目		内 容
本部による指導事項と捜査結果		
項 目		内 容
指導事項		
捜査結果		